

姫路市教育委員会規則第 2 号

平成 26 年 3 月 26 日

姫 路 市 教 育 委 員 会

姫路市教育振興基本計画審議会規則を公布する。

姫路市教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成 26 年姫路市条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、姫路市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。